

外国証券情報  
(ソフトバンクグループ株式会社)

<重要な事実>

証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容:

2018年11月20日: 2018年11月20日付で本債券の発行会社であるソフトバンクグループ株式会社は、同社が発行した外貨建て無担保普通社債に係る信託証書および社債要項に従い、2018年11月19日をもって、本債券について、ソフトバンク株式会社による保証解除の効力が生じた旨を発表いたしました。

2018年11月12日付でソフトバンクグループ株式会社の子会社ソフトバンク株式会社の株式上場が株式会社東京証券取引所に承認されたことに伴い、当該発行会社の債務のうちシニアローンおよび円建て無担保普通社債に付されていたソフトバンク株式会社による保証が解除されたことによるものです。

詳細は、以下の発行会社ニュースリリースをご参照ください。

ニュースリリース

[https://group.softbank/corp/news/press/sb/2018/20181120\\_01/](https://group.softbank/corp/news/press/sb/2018/20181120_01/)

[https://group.softbank/corp/news/press/sb/2018/20181112\\_02/](https://group.softbank/corp/news/press/sb/2018/20181112_02/)